

「農業委員会ネットワーク機構」の指定について

- ◆ 「農業委員会等に関する法律」が改正され（H27.9.4公布・H28.4.1施行）、農業委員会が事務を効率的かつ効果的に実施できるよう支援する一般社団（財団）法人を、「農業委員会ネットワーク機構」として指定することができる
- ◆ 徳島県では、この度の法改正に基づき、「農業委員会ネットワーク機構」として、業務を適正かつ確実に行うことができると認められる徳島県農業会議を、平成28年3月1日付けで指定
- ◆ 徳島県農業会議は、平成28年4月1日から、「農業委員会ネットワーク機構」として業務を開始

<組織の概要>（平成28年4月1日以降）

- ◇ 名称 一般社団法人 徳島県農業会議
- ◇ 所在地 徳島市北佐古一番町（徳島県JA会館）
- ◇ 代表者 会長（代表理事） 寺井 正邇
- ◇ ネットワーク機構の業務
 - ・ 農業委員等に対する講習および研修その他の農業委員会に対する支援
 - ・ 農業への新規参入支援，法人化推進，担い手の組織化・運営の支援
 - ・ 農地転用許可に係る農業委員会への意見提出 等